

シュトレゼマン時代におけるドイツ通商条約政策 の政治過程：独仏通商条約交渉を中心に

北村，厚
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10723>

出版情報：法政研究. 73 (3), pp.195-224, 2006-12-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

シュトレレーゼマン時代における

ドイツ通商条約政策の政治過程

— 独仏通商条約交渉を中心に —

北村 厚

はじめに

- 一 ドイツ通商条約政策の基本方針
- 二 独仏通商条約交渉の開始と通商政策委員会の設立
- 三 独仏通商条約交渉の展開
おわりに

はじめに

本稿の主な関心は、いわゆるシュトレレーゼマン時代^①におけるドイツ通商条約政策、とりわけ独仏通商条約^②にある。一九二四年はヴァイマル共和国における「相対的安定」の始まりだとされる。内政的には、レンテンマルクの導入によってハイパー・インフレーションの危機が打開され、

左右両極の反共和国運動もまた沈静化した。対外的には、ロンドン会議によってドイツは安定的な賠償金支払い方法を定めたドーズ案を受諾し、フランスとベルギーによるルール占領の段階的な解除が取り決められた。ドーズ委員会からロンドン会議に至る、ドイツの混乱状態を国際社会が共同して收拾し、平和的解決に導こうとした過程の中で、「協調の政治気候」^③が生まれ、ロカルノ条約を代表とする国際協調の時代が準備されることになった。これ以降、ドイツは外相グスタフ・シュトレレーゼマン (Gustav Stresemann) が中心となって国際協調、とりわけ独仏協調を機軸にした外交政策を展開するが、このいわゆる「シュトレレーゼマン外交」の最初の政治的成果が一九二五年一〇月のロカルノ条約であり、経済的成果が一九二七年八月に締結された独仏通商条約であった。

独仏通商条約は、一九二四年八月のロンドン会議以降、三年間にわたって粘り強く両国間の代表が交渉を重ねて実現したものであった。独仏通商条約は、ドイツがあらゆる品目について一般的最恵国待遇の原則を求めたにもかかわらず、フランスの関税表の拘束を受けたり、差別関税の対象となったりする品目が多数含まれる、部分的に不平等な条約であった^④。しかしこの通商条約の成立に際して、交渉

の当事者であったパリ大使のヘーシュ (Leopold von Hoesch) は、「終戦以降の独仏関係の展開における最も重要な出来事のひとつ」⁽⁵⁾だと評価し、外務次官シューベルト (Carl von Schubert) は、「この条約はドイツとフランスの経済関係の発展に寄与するのみならず、それを超えて大きな政治的意味を持つ」⁽⁶⁾と述べて条約締結を祝福した。また、代表団長でもあった経済省局長ポッセ (Hans Ernst Posse) は後にこう回顧している。

「一九二七年八月一七日の協定は確かにフランスにおけるドイツの経済的利益のあらゆる分野において十分な保障の決定を含んでいたわけではない。しかし全体としてみれば、∴協定は、両国の活発な物流が開始されるための確かな基礎として一層有効であった。最終的には疑いもなく、少なからぬ政治一般の意味 (eine beträchtliche allgemeinpolitische Bedeutung) もまた、協定の内に含まれていたのである」⁽⁷⁾

このように、独仏通商条約交渉の当事者たちは、経済的利益もさることながら政治的意味ゆえに条約成立を歓迎したのである。彼らが述べるところの独仏通商条約の政治的意味とは何であろうか。独仏通商条約は、フランスとの協調関係によって国際舞台における地位を確立しようとして

いた外相シュトレーゼマンにとって、またとない外交的支援となった。彼が一九二七年九月九日の国際連盟総会において、「肉体を形作るものは精神である」。協調を成功させるための精神と意志は何重にも対立した両国の利益をめぐる頑強な闘争にもかかわらず、締結にまで至った」⁽⁸⁾と演説したときに念頭にあったのは、国際連盟の協調の精神に忠実な、独仏通商条約の締結という輝かしい成功であった。このとき独仏通商条約は、国際連盟が中心となって展開される経済的国際連携⁽⁹⁾の中でドイツが主導的役割を果たしている」と国際的に印象付ける機能を持つことになった。すなわち、独仏通商条約の政治的意味とは、シュトレーゼマン外交のひとつの重要な柱である独仏協調を通商関係の構築によって側面から支援するということであつた。

すなわち、一九二七年の独仏通商条約には、経済的利益だけでなく政治的役割が強く付与されていたということが出来る。こうした通商政策の政治的意味というテーマに初めて注目したハンス・ユルゲン・シュレーダーによれば、シュトレーゼマン時代の通商条約政策には、輸出拡大という経済的目標だけでなく、ヴェルサイユ条約修正のための前提条件の構築という目標が存在したという。とりわけ東・南東欧をめぐる独仏の主導権争いにおいて、通商条約

政策の展開は重要な意義を持った。こうした文脈の中で、独仏通商条約は「『協調政策』と『修正政策』を相互に強く結びつける可能性を提示した」のであった。¹⁰⁾

これに対してペーター・クリューガーは、独仏通商条約はドーズ案、ロカルノ条約に続くヨーロッパ協調の「第三の重要な基礎」であり、これによって通商政策が「協調政策のさらなる発展の最も重要な分野」となり、「ヴェルサイユ条約と単純なドイツの修正政策」は後景に退いたと見なした。¹¹⁾ すなわち、シュレーダーは通商条約政策、とりわけ独仏通商条約の政治的意義をヴェルサイユ条約修正に見出し、クリューガーはヨーロッパ協調に見出したのであった。いずれにせよ、両者の研究はいずれも「一定の経済的優位が外交においても決定的な前提条件になり、一方でシュトレーゼマンは外交によって経済を支援することを考えた¹²⁾」という、シュトレーゼマン外交において経済が果たした役割を強調するものだった。しかしながら、どうやってシュトレーゼマンが思い通りの経済外交を履行しえたのかという政治過程における問題については看過されている。

周知のとおり、ヴァイマル共和国の議会政治史の中で特定の政党が過半数を獲得できたことは一度もなく、それどころか共和国成立期の社会民主党と末期のナチ党を除い

て、議会運営を決定的に左右するほどの議席数を誇った政党は皆無であったから、内閣は必然的に複数政党の連合の形態をとった。一九二三年のシュトレーゼマン大連合内閣が崩壊して以降、最大勢力であった社会民主党は一九二八年六月までブルジョワ中道政党から距離を置いて野党の地位にあったので、その間連合政府は議会における安定した基盤を持たず、短期的な政権交代を繰り返した。したがってこの時期、しばしば少数派連合政府が成立しているが、こうした連合のスタイルは構造的に脆弱であり、政策提言能力に乏しく、議会レヴェルにおけるスムーズな政策決定は困難だとする見解がある。¹³⁾

さらに、自由貿易の原則に基づく通商条約政策の実行に對しては、常に保護主義者や農業ロビーからの反対があった。¹⁴⁾ 一九二四年以降与党の地位にあり連合政府を構成していた民主党、国民党の左右の両リベラル政党とカトリック政党の中央党は、この時期輸出産業界が主導権を握っていた工業界と結びついて自由貿易政策を展開したが、しばしば連合政府に参加した右派の保守政党である国家国民党は、農業界と結びついて農業保護主義の政府内勢力となった。本稿で取り上げる独仏通商条約交渉においても、協定案において不利な立場に置かれる野菜、果物、ワインなどの利

益団体が圧力団体として協定案に抵抗した。

国会において脆弱な基盤しか持たず、政府内にすら反対勢力が存在する中で、シュトレゼマンをはじめとする中道与党の政治指導者はどのようにして通商条約政策を成功させていったのだろうか。本稿では、こうした問題意識からシュトレゼマン時代の通商条約政策、とりわけ独仏通商条約交渉を取り上げ、その政策決定過程を分析することで、シュトレゼマン時代の連合政府には通商条約政策において安定した政策実行能力があったことを示し、どのようにしてその政策実行能力を得ることができたのか、その要因について明らかにする。

一 ドイツ通商条約政策の基本方針

まず、シュトレゼマン時代におけるドイツ通商条約政策の基本方針を明らかにする。シュトレゼマン時代における中央党と国民党を中心とした連合政府は、そもそも両党が輸出工業界を支持基盤とする側面を持っていたということもあり、当時の世界経済状況の中でドイツがとるべき通商政策の方針は、最惠国待遇原則に基づく自由貿易でなければならぬとする強い確信を持っていた。そこで、ド

イツ政府が自由貿易路線を採択した背景を確認し、次いでシュトレゼマン自身の発言から、その通商政策と外交との連関を見ていこう。

第一次世界大戦は、一九世紀的な世界経済構造を本質的に変化させた。その変化は端的に言えば「ヨーロッパの凋落」あるいは「世界の脱ヨーロッパ化」ということになる¹⁵が、その要因は次のようにまとめられる。第一に、世界における工業国の割合が増大した。世界大戦の大部分を平穩無事に過ごしたアメリカの台頭はもちろんのこと、成長途上にあった日本、イタリア、スカンディナヴィア諸国などが工業生産を拡大し、さらに従来は工業国ではなかったインド、中国、アルゼンチンなどが工業化を推進した。第二に、その結果、工業原料価格が上昇し、原料を多く輸入に依存しているヨーロッパ諸国が大きな打撃を受けた。第三に、長期にわたる戦争によってヨーロッパ諸国が海外資本を清算しつつし、戦前に存在した彼らに対する世界の負債が解消された。そして戦争が終わってみると、アメリカが世界最大の債権国として君臨し、逆にヨーロッパ諸国はアメリカに対する多額の負債を抱えるという状態になっていた¹⁶。こうした諸要因の結果、世界経済における様々な諸問題が戦後に噴出することになった。

なかでも最も深刻な問題は、農業危機であった。世界大戦中にアメリカや南アメリカ諸国をはじめとする農業輸出国は、ヨーロッパでの需要の増大から輸出量を伸ばし生産量も飛躍的に増大させていたが、戦後に戦時需要が消滅すると余剰農産物が市場にあふれかえり、その結果世界市場における農業価格は暴落した。一方で工業価格もまた、工業国の拡大の結果下落したが、各国である程度関税によって守られており、農業価格ほどの暴落を経験したわけではなかった。その結果いたるところで農業価格が工業価格を下回ったままそのまま価格下落するという現象が生じ、この不均衡によって農業危機は深刻の度合いを増していったのである。⁽¹⁷⁾

こうした農業危機に対処するために、世界各国は一九二一年ごろから保護関税の動きを活発化させた。とりわけ農業大国であったアメリカは、外国の低廉農産物の流入によって国内の穀物価格が下落することを防ぐために、大々的な保護関税システムの構築に踏み切った。世界の購買力の大半を占めるアメリカがこのような動きをとったことで、他の農業国、とりわけアルゼンチンやバルカン諸国なども軒並み関税率を引き上げていった。⁽¹⁸⁾ 農業価格ほどではないが同様に戦後に価格が低下した工業製品についても、各国

で保護関税が設置された。このように、第一次世界大戦による世界経済構造の変化は、世界的な保護関税の潮流を生み出したのであった。

世界的な保護関税の潮流は世界貿易の停滞を招き、各国経済に深刻な影響を与えたが、とりわけドイツの場合、ヴェルサイユ条約によってさまざまな形でドイツの通商・経済政策における自由が制限されていたために、適切な対応を取ることが困難となっていた。まず、連合国に対する一方的な最恵国待遇、関税自主権の剝奪、一切の輸出入禁止・制限措置の禁止などによって、ドイツは主要な貿易相手国と通商条約を締結しても実行できず、つまるところ義務の期限が切れる一九二五年一月一〇日まで、まともな通商政策を行うことができなかった。次に、エルザス・ロートリンゲン（アルザス・ロレーヌ）の全域とオーバーシュレジエンを失い、ザールをさしあたって一五年間フランスの関税経済地域に編入され、さらにルクセンブルクとの関税同盟を解消させられた結果、ドイツの鉄鋼分野における生産能力は著しく減退し、ロートリンゲンの鉄鉱石・半製品の供給とルール地域の鉄鋼業との生産上の有機的連関は破壊された。⁽¹⁹⁾ その結果、ドイツ鉄鋼業は、いやおうなしに原料輸入依存体制に転換しなければならなくなったのであ

る。

さらに、多額の賠償金支払い義務がヴァイマル共和国の政治と経済に最大の影響をもたらした。周知のとおり、賠償問題をめぐって引き起こされた一九二三年の内外の危機を收拾するために、シュトレゼマン大連合内閣は「履行政策」を掲げて通貨の安定と賠償問題の解決に努めた。

こうして一九二四年一月に賠償問題に関する国際専門家委員会が発足し、いわゆる「ドーズ案」がまとめられた。

ドーズ案はさしあたって五年間、二五億金マルクを年次支払い金額としてドイツに義務付け、一方でアメリカによる外資の導入、いわゆるドーズ公債を取り決めた。ドーズ案は賠償金の安定した支払いを保証するものであったが、逆に言えば少なくとも五年間は賠償金を変更なく支払い続けなければならぬということでもあった。この強制に対して国家国民党などの右翼勢力は強く反対したが、ルール占領とハイパー・インフレーションという悪夢を経験したヴァイマル共和国にとって、ドーズ案を受け入れる以外に選択肢はなかった。

「履行政策」を選択したドイツは、賠償金支払いのための資金を貿易黒字によって賄わなければならなかった。民主党議員で第二次マルクス (Wilhelm Marx) 内閣におい

る経済相のエドゥアルト・ハム (Eduard Hamm) は、一九二五年一月三日の首相宛書簡において、「ドイツの経済政策は一九二四年以降賠償金に規定されている。…ドイツはそのすべてを出来る限り履行しなければならない。…とりわけこうした理由から、国際法及び民間経済でのドイツの過酷な負担に、徐々に貿易収支黒字の上昇を対置させるという目的で、再びドイツの国民経済を世界経済に強く編入することが試みられている。したがって通商政策は政策全体の中で (im Rahmen der gesamten Politik) 非常に重要な意味を持つ⁽²⁰⁾」と述べ、賠償金支払いの履行のために、輸出拡大を目的とした積極的な通商条約政策を展開しなければならぬと提言した。

しかし一九二五年一月に通商政策の自由を回復し、市場の獲得に乗り出したドイツが直面したのは、世界的な保護関税の潮流であった。ハムは、内閣向けの覚書において、世界的な保護主義の潮流とドイツの通貨危機の結果、明白な輸入上昇と輸出後退の兆候が現れており、これを解決するために貿易相手国の輸入禁止措置を撤廃させ、通商条約政策を拡大していくとする方針を宣言した⁽²¹⁾。また彼は、政党向け指針表明においても、国内の生産力の強化とともに「相互性と最恵国待遇に基づく輸出のできる限りの促進」

を強調した。⁽²²⁾ ドイツは、各国の保護主義を緩和するために、最恵国待遇原則に基づく通商条約を締結しなければならなかった。

通商条約政策を推進するためには、交渉の前提としてドイツが自前の関税表を持つ必要があった。かくして、一九二五年八月に小関税表改正法 (Kleine Zolltarifnovelle)

が成立した。関税自主権を回復して初めて成立したこの自立的関税表は、農業利益団体の圧力を受けて、確かに戦前水準の農業保護関税を盛り込むことになったが、⁽²³⁾ 通商条約政策との関連では、実質的な意味を持たなかった。国民党、中央党、民主党の連合政府の本音は、関税表はあくまで通商条約交渉のための叩き台に過ぎないというものであった。元経済相で小関税表に関する与党代表者会議にも出席した国民党の経済専門家ハンス・フォン・ラウマー (Hans von Raumer) は、農業関税について、「この関税表の税率はどんなに高く設定しようとも現実性を持っておらず、上述したように、交渉関税率に過ぎない。政府はこの道具を手にして交渉し、交渉のなかで事実上の関税政策を決定するのである」と明言している。つまり、新関税法で定められた関税率は、協定関税によって実質的に引き下げられることが前提にされており、そのことはすなわち、最低関税率

を持たない農業関税が特に犠牲になりやすいということの意味した。具体的には、通商条約交渉の過程で、相手国の工業製品関税を引き下げさせる代わりに、ドイツは農業分野において譲歩をする。つまりドイツ政府は、農業を犠牲にして工業製品の輸出を拡大することを、通商条約政策の基本方針としたのである。

このように、一九二四年以降ドイツは、ヴェルサイユ条約における経済的制約を克服し、賠償金支払いを履行するために、一般的には農業の犠牲の上に立った、最恵国待遇を原則とする自由貿易的な通商条約を各国と締結しなければならなかった。そして通商条約政策の強化は、シュトレーゼマン外交にとっても必要不可欠であった。以下、シュトレーゼマン自身の発言から彼の経済外交に対する考え方を見てゆき、シュトレーゼマン外交における通商条約政策の政治的意味を明確にする。

国民党の指導者であるシュトレーゼマン自身、一九一八年まではザクセン工業家連盟の法律顧問や工業家同盟第二理事を務めていたように、民間経済組織と密接なかかわりを持っていた。彼の政治目標は一貫してドイツの大国への復帰にあったが、そのための手段として軍事力ではなく経済力を重視したのは当然の選択であった。シュトレーゼマ

ンは一九二四年五月一五日に『ツァイト (Zeit)』紙上に「政治と経済」と題する論考を発表したが、⁽²⁵⁾そこで彼は、世界大戦以前にも増して、戦後に入るとますます政治的問題よりも経済的問題が物事の決定において重要となり、賠償問題における妥協もそのような観点からなされた⁽²⁶⁾と述べた。そして結論において彼は次のように表明した。

「われわれの軍隊が崩壊した後、われわれはただ二つの資力しか持っていない。一つ目は統一的な国民的思想である。二つ目はドイツ経済である。それは直接的には対外的なドイツの購買力として作用し、間接的には通貨がさらに悪化した際のドイツ産業の低廉売買体制を前にした他国の不安によって作用する。われわれの経済は現在のドイツの能力における最も強力な基礎である。これを健全に保つことはわれわれ皆の義務である。したがって当然ながら、その影響力は議会における議席の数において考えられるよりも大きいのだ。つまりところどのドイツ政府もドイツ経済とともに行動しなければならぬ。しかしドイツ経済界においても、それが自己目的ではなく、目的のための手段であるということも明白しておくべきである。その繁栄と成長はドイツ国民の運命と密接に結びついている」⁽²⁶⁾

ここでシュトレゼマンが強調しているのは、手段としての経済力の重要性である。彼が経済を重視するのは、かつての軍事力による世界強国化が不可能となった状況において、経済力によって再び世界強国の地位につくためであった。すなわち、シュトレゼマンによれば、ドイツの経済外交の方針は企業や経済団体の利益によって決定されるのではなく、利益を得ることはあくまで外交政策目標のための手段に過ぎないことが認識されなければならなかった。

経済と政治は相互に関連しあっており、経済は政治目標のための手段である。このような考え方を持つシュトレゼマンは、具体的な事例として、ドーズ国際金融委員会の賠償金交渉における彼の立場を述べている。それによれば「今日のフランスとドイツの問題において決定的なのは政治問題の解決」であり、政治問題をドイツに有利に解決するために経済問題において「妥協」したのであった。政治問題においてはいかなる妥協もあってはならない。彼はかつて国会で履行政策を主張したダーヴィッド博士 (Dr. Eduard David) の「賠償金に関する協調にはイエス、ラインの放棄に関する協調には断じてノー」という言葉を引用し、領土修正問題の悪化を招く政治的妥協を排するため

に、経済を手段として用いたことを述べた。⁽²⁷⁾

このようにシュートレーゼマンにとって経済外交の方針は、安全保障やヴェルサイユ修正政策の政治的利益に沿う形で強く推進されるべきものであつて、経済界の利益によって捻じ曲げられてはならないものだったといえる。

次に、シュートレーゼマンの通商政策に対する考え方を見てみよう。シュートレーゼマンは一九二五年の四月一六日にハンブルク海外クラブ (Überseeklub Hamburg) において演説を行い、主に輸出工業界に向けて、今後のドイツ通商政策の方針について彼の考えへの賛同を求めた。彼はまず、「講和条約の実行の結果、それに支えられた世界経済が徐々に理性によつて再び正常化している」として、ヴェルサイユ条約と賠償金を中心にして世界経済と世界政治が密接な関係を持つことになつたと述べた。⁽²⁸⁾ ドイツは原料生産能力を失つたが、「世界における消費者としてのわれわれ国民自身の価値」は失われていない。⁽²⁹⁾ したがつてドイツ経済外交の主要な道は、ドイツの購買力を武器として通商関係の有利な調整を行うことである。そこで彼は、「今日私にはますます競争相手との国境を越えた協力への努力が準備されるべきであると思われる。国際協力の思想は進行している」と述べて、国際的な経済協力によつて通商関係

をドイツに有利に進めるべきであると主張した。⁽³⁰⁾ そしてこうした通商政策の目的は、やはり履行政策に求められた。彼は次のように述べている。

「『自由貿易か保護関税か』という古い概念では、実践において一步も前に進むことが出来ない。われわれは進行中の交渉において最惠国待遇の原則にこだわっており、いわゆる互恵主義の原則に圧迫されることはない。個々の商品の関税表の多くにおいて、われわれは、フランスとの交渉の中でしばしばそうなっているように、交渉の中で行き詰まることになるだろう。…それ を乗り越えてわれわれは、輸出上昇なしに賠償問題の解決はありえないということを明確にしなければならぬ」⁽³¹⁾

ここでは、独仏通商条約交渉と「賠償問題の解決」が結び付けられている。先に述べたように、シュートレーゼマン経済外交は政治的目標達成のための手段であるから、通商条約交渉もまた、ヴェルサイユ条約によつて押し付けられたドイツに不利な条件を修正することを目標にすることになる。このように、シュートレーゼマンは経済力を頼みに、多少の経済的な不利益を招こうとも履行政策を貫徹し、平和的にヴェルサイユ条約を修正することを目標としていた

のである。

二 独仏通商条約交渉の開始と通商政策委員会の設立

前節までで述べてきたように、ドイツ通商条約政策は、輸出拡大という経済的目的だけでなく、それによって向上したドイツの経済力を手段として、ヨーロッパ国際協調を機軸とした外交政策においてドイツに有利な成果を平和的に得ることを最大の目標としていた。独仏通商条約交渉は、まず政治的文脈において重要性を持つことになった。なぜなら、まず第一に、ヨーロッパ国際協調の構築のためにはドイツとフランスとの協力体制を確立することが必要不可欠であったためであり、第二に、ヴェルサイユ条約によって最も利益を得たのがフランスであるがゆえに、フランスとの対等な経済関係は、ドイツにとって経済外交におけるヴェルサイユの「修正」を意味したからであった。

前述のとおり、フランスはヴェルサイユ条約によってエルザス＝ロートリンゲン地方の全域を獲得していたが、それによって急激に拡大する鉄鋼生産に対して、フランスは相応の販売市場を獲得しなければならなかった。そのため、

同条約の第二六八条によって、エルザス＝ロートリンゲン及び、ルクセンブルク、ザールの鉄鋼企業は戦前水準と同量の原料・半製品を非関税でドイツに輸出できるとする特権、いわゆる「エルザス＝ロートリンゲン割当」が設けられたのである。⁽³²⁾ この特権は他の通商政策上の制限とともに一九二五年一月一〇日に失効することになっていたが、フランスは通商条約交渉が始まる前から、この特権を継続保持することを主張し、あわよくば「エルザス＝ロートリンゲン割当」に相当する非関税輸出を通商条約の中に盛り込もうと画策していた。

民主党・中央党・国民党を中心とする中道少数派連合の第二次マルクス内閣としては、一般的最恵国待遇原則に基づく通商条約を締結するために、フランスに対して一定程度の譲歩をする必要があったが、「エルザス＝ロートリンゲン割当」の延長を盛り込むことだけは認めることができなかった。それは第一に、内閣を構成する中道諸政党と結びついた経済界が、一致して延長に反対していたためであり、第二に、ヴェルサイユ条約によるこの不当な特権を排除することなくしてフランスとの対等な経済関係などありえないとする閣僚の一致した見解があったためであった。⁽³³⁾ ドイツ政府にとって、「エルザス＝ロートリンゲン割当」

解除は、独仏通商条約における最も分かりやすくアピールできる「ヴェルサイユ修正」目標となった。

かくして、一九二四年八月のロンドン会議において独仏通商条約交渉の開始が取り決められたのだが、その際両国の主張は調整の仕様もないほど隔たっていた。フランス財相クレメンテル (Etienne Clémentel) は、「通商条約成立まで少なくとも三年間、エルザス＝ロートリンゲン非関税割当を延長する」ことが交渉の前提だと主張し、シュトレゼマンはこれをきっぱりと拒否した。⁽³⁴⁾ シュトレゼマンは一般的最恵国待遇を求め、クレメンテルはフランス国内法を持ち出してこれを拒否し、形式的な通商上の平等の見返りとして割当の延長を主張したのであった。⁽³⁵⁾

このように困難が予想された独仏通商条約交渉ではあったが、独仏の代表団は、「エルザス＝ロートリンゲン割当」問題の解決への糸口を見出した。ドイツ側に通商条約交渉の基礎となるべき自前の関税表がまだないことから、一月一日に始まった最初の交渉は、今後の交渉におけるいくつかの立脚点を定めた議定書に両国代表が署名しただけで終了したわけだが、この議定書には「エルザス＝ロートリンゲン割当」の延長に代えて、非関税ではなく一定の品目に対する優遇措置を定めるといった、フランス側の譲歩も

含む建設的な内容が含まれていた。⁽³⁶⁾ しかし第二次マルクス内閣に農相として参画していた元国家国民党議員のカーニッツ伯 (Gerhard Graf von Kanitz) は、「フランスがドイツと平等に交渉しないようであれば、ドイツはフランスに一般的最恵国待遇を申し出るべきではない」し、仮に通商条約交渉が合意に至ったとしてもルール撤退が完了しなければ発効させてはならないとする、議定書に対する批判文書を他の閣僚に送りつけた。⁽³⁷⁾ この主張の背景には、農業分野において不平等な通商条約をフランスと結んではならないとする農業界の意志があった。農業界の強い要請を受けて、他の閣僚もフランスに対する農業分野、とりわけワインをめぐる譲歩を差し控えることで合意したが、⁽³⁸⁾ こうしたドイツ政府の非妥協的姿勢に対してフランスは強硬な態度で対応した。

この時フランス側は「エルザス＝ロートリンゲン割当」の当面の継続を含む暫定協定案を示した。しかもこの暫定協定案を受け入れないのであれば、一九二五年一月一〇日に予定されたケルン地域からの撤退を延期する、と通告してきたのだった。しかし独仏通商条約交渉における最大の修正目標である「エルザス＝ロートリンゲン割当」を、講和条約の規定に反して延長させるなどということは、政治

目標を優先するシュトレゼマンにとつては考えられないことだった。通商条約がないことによつて生ずる貿易上の不利益があるにもかかわらず、シュトレゼマンは閣議において、いま独仏通商条約交渉の結論を出すことを控えるよう求めた。一方で、もちろんフランスとの間で関税戦争を引き起こしてもならないので、彼は閣内で燃え上がった対仏強硬論にも抵抗して、いま妥結に至らなくとも交渉を引き続き行うようにも訴えたのである。シュトレゼマンは「政治的問題と経済的問題の結合は容認できない」として強硬論を退け、独仏通商条約交渉の継続は何とか維持された。⁽³⁹⁾

しかしながら、前年の議定書という共通の基盤が失われたことによつて、継続された交渉も行き詰まりを見せた。フランスは新たに、ドイツ製品の強力な販売力に対してフランスの国内市場は劣勢に立たされるという理由で、ドイツ製品に対する差別関税と、フランス製品に対する優遇関税を求めた。⁽⁴⁰⁾ ドイツ政府与党の国家国民党閣僚は、この提案にいつせいに反発して、交渉の中止も辞さずという構えを見せたため、シュトレゼマンは彼らを必死で押さえ込まなければならなかった。⁽⁴¹⁾ 一九二五年一月に発足した第一次ルター (Hans Luther) 内閣は、農業界の利益を代弁す

る国家国民党を含む中道・右派連合政府であつたが、その結果として国家国民党閣僚の強硬な姿勢を崩すことはできず、「フランスとの交渉は、最終的な解決において最恵国待遇を事実上獲得するために継続されるべきである。それが不可能であれば、ドイツ代表団長 (この時は、経済省事務次官トレンデレンブルク——北村) は、両国がその関税表の問題を解決できるまで、平穩裏に交渉を中断させることができない」という閣議決定を採択した。⁽⁴²⁾ この決定は、シュトレゼマンの意に反して、場合によつては交渉が中断されて独仏が深刻な関税戦争に突入する危険性をはらむものであつた。これを受けてドイツ代表団はパリで交渉に当たり、何とか両国の経済闘争の道を回避して交渉を継続することで合意することはできたものの、自由貿易路線に反対する国家国民党を与党として抱えるルター内閣の、通商条約政策における政策実行能力の不足は明らかであつた。このような、通商条約政策における政策実行能力の不足を補うために設立されたのが、通商政策委員会 (Handelspolitischer Ausschuss der Reichsregierung) である。ルター内閣は、通商条約政策実行における困難のひとつは、中央によつて強力に指導される政策機関が存在しないところにあることを、閣僚会議で確認した。⁽⁴³⁾ 帝政ドイ

ツ期以降、対外通商政策は全て外務省の管轄とされていた。しかしヴァイマル共和国期になると、通商条約政策の問題領域が余りにも多くの部局にまたがり、外交部門だけでは到底収まりきらない複雑性を帯びるに至った。⁽⁴⁴⁾ 内閣における合意形成能力の不足も、通商条約政策が外交・経済・農業・財務にわたる利害対立を事前に調整していないがために生じたと考えられた。こうして、ルターの要請を受けて、通商条約政策を専門的に取り扱い、外務省を中心に、経済省、財務省、農業省の見解を調整する政府機関、通商政策委員会が設立されることになった。⁽⁴⁵⁾

委員会の理事には、フランスとの通商条約交渉で代表団長を務めていた経済省事務次官トレンデレンブルク (Ernst von Trendelenburg) が任命されることが有力となったが、⁽⁴⁶⁾ シュトレーゼマンは外務省の権限が分散されることに難色を示した。一九二五年三月九日の閣議において彼は、「経済省の事務次官を委員として考えることはできない。通商条約交渉においては独自に経済的利益を代表するのは誰かを明確にする必要がある。成立の経緯からして、そうした代表に農業省はふさわしくない」と述べて、他の省が通商条約政策のリーダーシップをとることに對して、そしてとりわけ農業利害が介入することを批判した。⁽⁴⁷⁾ なぜ

なら帝政期に外務省のみが対外通商政策を担当したのは、プロイセン・ユンカーの指導のもと保護関税政策を主張した農業省の利害を切り離すためだったからである。

しかし、シュトレーゼマン流の外務省集権主義は、他の閣僚から激しく批判されることになった。農相カーニッツ伯は、「プロイセン農業省が指導していた戦前との比較はできない」としてシュトレーゼマンの指摘を一蹴した。経済相ノイハウス (Albert Neuhaus) は委員会代表の問題に触れた。「今ある通商条約交渉の委員の業務は、新たに設立される機関に割り当てられるべきものとはまったく別である。その機関は：代表団と部局間の連絡を統一的に指導し、そうしてすべての通商条約交渉のためのセンターを作り出すという業務を持つのである。：経済省の事務次官を政府機関の指導者とせよといたいわけではない。重要なのはトレンデレンブルクという個人である」。財相シュリーベン (Otto Schlieben) は、「通商政策委員会の仕事は「通商条約交渉のための仕事の統一」であり、憲法の範囲内での必要な権限を委員会に与えるために、法的整備が必要であると述べた。官僚と代表団との連絡を密にし、部局間連携を強めることによって、通商条約政策の合理化、効率化を目指すという通商政策委員会の理念と意義を強調す

る関係閣僚の反論を、シュトレーゼマンは完全に受け入れざるを得なかった。彼は、「これまでのシステムの不備について知らされていなかった」などと言いつつ、誤りだと言いつつ、述べて、部局間連携の有用性を確認し、原案のままの委員会設立に賛同したのである。⁽⁴⁸⁾

このとき、通商政策委員会に關係する外務省以外の部局を担当する閣僚は、全て農業界の利益を代弁する国家国民党の議員（財相シュリーベン、経済相ノイハウス）および元国家国民党員（カーニッツ伯）によって構成されていた。委員会設立の目的自体は、経済相ノイハウスの言うように部局間の連携であったが、彼ら国家国民党の利益としては、外務省単独で自由貿易路線が推進されることへの反対が意図されていた。外務省の思うとおりに通商条約政策を進めれば、農業分野を犠牲にすることを前提にした通商条約交渉が無制限に推進されかねない。ドイツの再強国化のために自由貿易を押し進めざるをえないにしても、農業界の利益をまったく考慮に入れないことに国家国民党議員は強く反発しており、⁽⁴⁹⁾そのため国家国民党系閣僚は、通商条約交渉における外務省の権限を分散して、農業利益を一定程度考慮させることを、通商政策委員会に期待していたと考えられる。通商政策委員会は外務省に設置されるということ

であったが、各部局の代表が平等に参加し、指導者としてトレンデレンブルクが就任することによって、権限の分散は確かに確保されたといえよう。

しかしながら、農業界は国家国民党系閣僚以上に、政府の自由貿易路線に強い警戒心を持っていた。三月一九日に農業界最大の利益団体である全国農村同盟代表と政府代表との間で、通商政策委員会に関する会談が持たれた。そのとき、全国農村同盟の幹部であるカルクロイト伯 (Eberhard Graf von Kalckreuth) は、貿易収支の赤字が拡大していることを受けて、「全国農村同盟は将来に大きな不安を持っている」と述べた。彼は、「政府は状況を真剣に認識していないように思える。とりわけ余分な商品の輸入は阻止しなければならない。同様に必要な商品の輸入も、特にその国内生産を拡大することによって、制限されるべきである。農業輸入製品の大部分は国内農業が生産できるものだ」として、農業分野における生産拡大と余分な輸入の制限によって農業自給率を高めるといふ、保護主義的政策を提言した。⁽⁵⁰⁾

首相ルターはこれに冷静に反論した。彼は、「もちろん農業の強化は主要なテーマである」と述べた上で、「余分な商品の輸入を完全に禁止することはできない。なぜなら、

例えばイタリアやスペインのようにドイツ工業製品の買い手であるような輸入国は、ドイツが例えばオレンジやバナナなどのようないわゆる余分な商品の輸入を禁止する措置に踏み切るや、その輸入を即座に停止するであろうからである⁽⁵¹⁾と説明した。ここでは、工業製品輸出拡大のために一定の農業輸入を前提とする、政府の通商条約政策の基本方針が示されている。

全国農村同盟会長ヘップ (Karl Hepp) は、外務省の通商条約交渉は農業を重視していないとして、外務省が主導するこうした方針を痛烈に批判した。そして彼は、「貿易収支の赤字は主に農業商品輸入によって惹き起こされている。：したがって、外務省から切り離された、内閣府に密接につながったセンターが作られるべきである。現在の交渉においては、外務省が農業を犠牲にして外交問題を解決しようとしているという印象を受ける。また現在のパリの代表である局長ポッセもふさわしい人物ではないように思えるし、特に彼は輸出利益を前面に立てる傾向がある」と述べて、外務省と切り離れた通商政策の専門部局を作ることを求めた⁽⁵²⁾。通商政策のセンターは外務省ではなく政府に置かれるべきであるという主張は、外務省主導の通商政策に対する批判としては、国家国民党系閣僚よりもはるかに

徹底されていた。

ルターは、設置が決められたばかりの通商政策委員会のことを明らかに念頭において、そうしたセンターの内閣府への編入は考えられず、「センターは外務省になければならない」という姿勢を見せた。彼はさらに、「政府側では、経済部門に十分な影響力を確保するためにあらゆる措置を取っている。経済相も農相もその政府案に賛成を示しているし、同じくこの方法で物事が最もうまく解決されるという意見である」として、カルクロイト伯とヘップを説得した。最終的にカルクロイト伯は、ルターの言うところの外務省に設置されるセンターについて、十分な国会での説明をすることを条件にこれを承認した⁽⁵³⁾。

全国農村同盟との協議の結果、通商政策委員会の設置は農業界公認となったが、彼らは自由貿易路線を承認したわけではなく、外務省中心の通商政策が政府によって制限されるという機能に対して賛同したにすぎない。しかし、農業界の思惑とは裏腹に、ドイツ通商条約政策の基本方針そのものはまったく変化することはなく、むしろ通商政策委員会は基本方針を貫徹するための調整機関として機能することになる。一九二五年三月二五日、通商政策委員会は、経済省事務次官トレンデレンブルクを理事に、外務省局長

リッター (Kurt Ritter) を委員長として発足した。委員会のメンバーは、関係各省の事務次官と局長級官僚から選出された。⁵⁴ 通商政策委員会の設置ははじめ新聞に公表されたが、それ以後審議の内容や組織のその後の経緯などは一 generally 知らされず、とりわけ経済利益団体には隠された。⁵⁵ こうした秘密主義によって、通商政策委員会の決定過程に経済界が介入する余地は少なくなつた。国家国民党系閣僚や農業界の期待とは裏腹に、通商条約交渉がドイツ通商条約政策の基本方針どおりに推進されるように、各部署の利害調整をあらかじめ行つておくことが、通商政策委員会の主要な機能となつたのである。

そしてこの通商政策委員会の機能は、当初のシュトレゼンマンの失望とは逆に、彼の経済外交の方針を貫徹させることに貢献した。経済利害対立を官僚レヴェルにおいてあらかじめ調整しておくことによつて、通商条約政策における政策決定能力は高められたのである。

三 独仏通商条約交渉の展開

こうして官僚レヴェルにおける部局間調整機能を持った通商政策委員会が設立され、農業界の圧力と政府内対立に

よつて交渉の進展が阻まれていた独仏通商条約交渉も前進することになった。本節では、通商政策委員会設立以降の独仏通商条約交渉の展開を追う。

まず、「エルザス＝ロートリンゲン割当」をめぐる紛糾した鉄鋼部門において、独仏交渉は前進した。一九二五年六月、以前から政府レヴェルとは別に独仏の民間企業の代表者間で進められていた鉄鋼交渉は、ルクセンブルクの工業家マイリッシュ (Emil Mayrisch) の仲介によつて、ドイツ側がフランス側に大きく譲歩する形で合意に達した。⁵⁶ この鉄鋼協定案の意図するところは、フランスからドイツへの鉄鋼流入量の制限であり、各国の割当高設定による大陸ヨーロッパでの鉄鋼価格安定化であつた。その際ドイツ側は、当初フランス側に対して主張していた年間一五〇万トンの割当を一七五万トンまで譲歩して合意し、さらにドイツ輸入分に対しては関税の半額分を払い戻すという措置まで設けた。これは「エルザス＝ロートリンゲン割当」を放棄するフランスへの代替措置であつたが、ドイツ側も何の見返りもなく譲歩をしたわけではない。フランスに対して譲歩を示すことによつて、ドイツ鉄鋼業界はフランスにおける市場の開拓を見込んだのである。⁵⁷

この鉄鋼協定案は、独仏通商条約が締結されて始めて有

効となるとされていたが、肝心の独仏政府間交渉は、依然として難航していた。「エルザス＝ロートリンゲン割当」問題が鉄鋼交渉によって解決した後、独仏通商条約交渉において問題となったのは、条約におけるドイツ側の農業関税引下げである。フランスからドイツに輸出される主要農産物は野菜、果物、ワインだが、この三品目全てにおいて、輸出量は戦前水準を大きく下回っていた。特にワインの対ドイツ輸出は半分以上に落ち込んでいた⁽⁵⁸⁾。これに対して、フランスと並ぶ対独ワイン輸出国であるスペインのワイン輸出は、すでに締結された独西通商条約でワイン関税率が低く抑えられたこと⁽⁵⁹⁾によって、飛躍的に上昇していた⁽⁶⁰⁾。フランスは、ワインをはじめとする対独農産物輸出に最恵国待遇原則を適用し、スペインと同様の低い関税率を獲得することを望んでいたのである。

しかしドイツ農業界、特にワイン業界は、独西通商条約のワイン関税率が、最恵国待遇原則によってフランスとの通商条約にも適用されることに強く反発した。一九二五年六月の通商政策委員会では独仏通商条約案が話し合われたとき、農業省はワイン関税をできるだけ高く設定しようとしたが、外務省はそれではフランスとの交渉は確実に失敗するとして反対し、結局多数決によって、独西通商条約と同

じワインの低関税率をフランスとの条約においても適用することが決議された⁽⁶¹⁾。これに対して農相カーニッツ伯は、通商政策委員会の決議を非難する文書を閣僚向けに書き送り、独仏通商条約交渉での大幅なワイン関税率引下げに対して国内の合意を得ることはできないと主張した⁽⁶²⁾。これを受けて閣議においても否定的な意見が相次ぎ、例えば経済相ノイハウスもワイン関税を低く設定することは「内政的に危険だ」と述べ、首相ルターやシュトラーゼマンもこの意見に同意せざるを得なかった⁽⁶³⁾。こうして独仏通商条約のこの時点での締結は不可能となり、結果鉄鋼協定も無効となった。

このように、通商政策委員会すなわち官僚レヴェルにおいてはフランス側に受け入れ可能な通商条約案の作成に成功していたが、農業界の圧力を直接受けた政府レヴェルにおいては、ドイツ通商条約政策の基本方針に則った合意形成に失敗した。第一次ルター内閣においては、通商条約政策における農産物関税の扱いに対して中道の中央党・国民党議員と右派の国家国民党議員との間で合意は形成されず、意見を調整するための手段も持たなかった。ヴァイマル連合政治における政策実行能力の脆弱性はまさにここに現れていた。

しかしロカルノ条約批准問題をめぐって国家国民党が下野して野党に転じ、中道少数派連合である第二次ルター内閣が成立すると、少なくともも政府レヴェルにおいては通商条約関連の合意形成が容易になった。一九二六年一月、通商政策委員会はフランスに対するドイツの工業製品輸出における最惠国待遇を求める見返りとして、フランスからの野菜輸入に最惠国待遇を適用する部分協定（以下「野菜協定」）案を作成した。⁽⁶⁴⁾ この野菜協定案に対して農相カーニッツ伯はやはり強く反対したが、国家国民党が下野して内閣改造が行われ、農相がカーニッツ伯から中央党のハスリンデ (Heinrich Hasinde) に交代すると、一転して農業省は野菜協定案を容認する立場に転化した。⁽⁶⁵⁾ もちろん新農相ハスリンデも、カトリック政党中央党の支持基盤の一つである西部カトリック農民の利益を考えないわけにはいかなかったが、フランスからの野菜流入に一定程度の歯止めをかける規定が盛り込まれており、ドイツ野菜農業に対する配慮がなされていること、⁽⁶⁶⁾ そしてとりわけ野菜協定を成立させなければフランスとの経済関係は改善されえないという「政治的な理由」⁽⁶⁷⁾ から、部分協定案に賛同する動きを見せたのである。連合政府の構成の変化が政府レヴェルにおける合意形成能力の強化に直結したことは明らかで

あった。

こうして内閣の承認を得た野菜協定は、通商政策委員会でのさらに詳細な項目設定を経て二月一二日にパリで締結された。しかし、部分協定とはいえ、外国との通商条約は国会での承認を得なければ発効できない。第二次ルター内閣は民主党、中央党、国民党の中道政党から成り、国会での多数派を形成し得ない少数派内閣であったので、国会での議決は劣勢に立たされるのが常であった。しかし最大野党の社会民主党は政府の通商条約政策に原則的に賛成していたので、野菜協定に関する多数派形成は比較的容易だと考えられた。ただ、中央党の農業系議員が国家国民党らと結びついて反対にまわることだけが問題であった。二月九日、国会の通商政策委員会においてシュトレゼマンが野菜協定について説明を行ったとき、まず国家国民党議員が激しく批判し、そして与党である中央党議員もまた、西部カトリック農民の利益を考慮して批判的な発言を行った。最終的に中央党議員は野菜協定に賛成する立場に回ることになるが、このときのシュトレゼマンは、前日に彼に送付されていたパリ大使ヘーシュ (Leopold von Hoesch) の見解を参考にして委員会での説得に臨んだ。⁽⁶⁸⁾ ヘーシュはそこで、ドイツにとって野菜協定によって得られる経済的

利益はほとんどないが、一方で「外交的立場から見て」利益があると述べた。彼によれば、現在ドイツの世論は、「ロカルノ以降全般的な種類の適切なプラスの成果が得られていない」という印象を持っているが、野菜協定は部分協定とはいえ、「プラスの成果」としてアピールできる。

「それは万人に向けてわれわれの良き意志を示し、その結果、独仏関係の発展と将来におけるこの分野での実際的な成果の達成にとって、望ましい形で作用する。こうした観点で、私は政治的立場から部分協定の批准を緊急に求めるのである」⁽⁶⁹⁾。

野菜協定の合意過程においてしばしば見られる「政治的」という言葉は、フランスとの協調関係を構築してヨーロッパにおけるドイツの国際的地位を高めるといふ、ロカルノ政策の文脈において登場している。独仏通商条約交渉の前進は、経済的利益よりもむしろこうした外交的成功に貢献するものとして価値を付与された。通商条約政策は国内の経済利益に左右されるのではなく、全体的な外交政策に資する形で実行されなければならないとする、シュトレーゼマン経済外交の理念がここでは示されているといえるよう。

こうして、シュトレーゼマンと外務省は、ロカルノ政策

を継続して独仏協力をさらに強固なものとする外交的目的のために、農業利益を犠牲にすることもやむなしとする論理で、中央党の農業議員の賛同を取り付けることができた。同様の論理は独仏暫定通商協定をめぐる国内論議の場でも用いられることになる。半年期限とされていた野菜協定が失効する前の一九二六年六月に、この部分協定を包括的な通商条約に発展させる交渉が独仏間でなされたが、その際フランス側はワイン、野菜、果物の農業三分野を最恵国待遇でドイツに輸出できるとする内容を含む条約案を強硬に主張した⁽⁷⁰⁾。この条約案に中央党閣僚は反発し、政府、通商政策委員会、代表団との数度にわたる調整の結果、結局ワインを最恵国待遇リストから除外するもののワイン用ぶどうをリストに加えることで合意に達した⁽⁷¹⁾。その際、中央党閣僚はどのような論理で農業部門での譲歩を容認したのであろうか。独仏暫定通商協定の承認を求める一一月の国会⁽⁷²⁾において、中央党議員団の代表は、「通商条約の締結において農業は確かにいつも損をしており、われわれは農業に大きな犠牲を強いた」と述べつつも、「最終的な通商条約のためにそうした態度を取った」として、農業利益よりも独仏経済関係の発展を重視する立場を明確にしたのである。しかしこのとき中央党は一つの留保条件をつけている。

それは、「来るべき通商条約には農業利益を十分に盛り込むこと」であり、フランス側が要求するさらなるワインでの譲歩に対して、ドイツ政府は厳しい国内調整を求められることになった。⁽⁷³⁾

しかも、一九二七年一月二九日に発足した第四次マルクス内閣に再び自由貿易路線に敵対的な国家国民党が与党として参画し、とりわけ全国農村同盟の幹部であるマルティン・シーレ (Martin Schiele) が農相として入閣したことによって、ワイン問題でのさらなるドイツ側の譲歩はますます困難になった。フランス側は、フランス国内のワイン業者からの圧力を受けて、ワインを最恵国待遇リストに加えることをなおも強く要請していたが、ドイツ側は、政府内における反対派の増大によって、フランスの要請を受け入れることは極めて困難だと判断していた。⁽⁷⁴⁾

その際通商政策委員会の農業省代表は、新大臣シーレがこの問題に強く介入するのではないかと恐れている様子だった。⁽⁷⁵⁾ シーレがまさに農業界を代表して入閣したということに加えて、彼が理事を務める全国農村同盟が、ワイン問題に関する一切の妥協の拒否を求める文書を政府に送りつけていたからだだった。⁽⁷⁶⁾ 二月一四日の通商政策委員会では、独仏の代表団間で作成されていた最終通商条約の基礎のた

めの覚書において、ワインに関するフランスの要求にどう対応するかが話し合われた。フランス側は署名の際に口頭で承認することを求めたが、農業省の代表者は「ワイン問題における口頭のフランスの説明には返事をしないまま受諾する」という考え方を示した。この行動の意味するところは、フランス側のワインでの要求を拒否するというところではない。農業省の代表が、「返事をしないということの中には、ドイツ側の沈黙による合意の表明がある」と述べているように、ワインに関するフランスの要求を受け入れることを意味するものであった。農業省は大臣や利益団体の反対があつたにもかかわらず、ワイン協定への道筋に合意を示したのである。通商政策委員会はこのでも、経済利益や大臣の党派にかかわらず、ドイツ政府の基本方針に沿った通商政策を実行するための部局間調整機関として機能した。

フランスとの間で正式に覚書が取り交わされたことによって、もはやワイン問題を先送りすることは許されなくなった。こうした状況下においてワイン業連盟は、イタリアとの通商条約で設定されたワイン関税率よりも低い関税をフランスに認めてはならないという請願書を、政府に書き送った。⁽⁷⁷⁾ これを受けて農相シーレは独仏通商条約におけ

るワイン関税の引上げを求めたが、経済相クルティウス (Julius Curtius) (国民党) はフランスとの関税戦争を回避する必要性を説き、ドイツのワイン業者へのある程度の配慮を含む内容であればフランスへの譲歩は容認できるという見解を示し、内閣で多数の賛同を得た。⁽⁸⁰⁾ こうして通商政策委員会は、フランスが求める七万ドツペルツェントナーの最恵国待遇による輸入割当をドイツが引き受ける代わりに、機械、電気、化学の輸出主要三部門での関税緩和をフランスに求める方向で交渉準備に取り掛かった。⁽⁸¹⁾ 内閣も最終的には全会一致で協定案を承認し、三月三十一日にワインの取り決めを含む追加協定（以下「ワイン協定」）が独仏間で締結されたのであった。

ワイン協定は長年にわたる独仏通商条約交渉の最大の難所であったが、通商政策委員会の調整機能によって締結にまで至った。しかしこの第四次マルクス内閣においては、国会調整もまた以前に増して難しい構図となっていた。すなわち、国家国民党の入閣によって、社会民主党と民主党は国家国民党を含む政府の決定に対して反対する姿勢を明示しており、その結果、与党の中央党と国家国民党の農業議員の承認がなければ、ワイン協定に対する賛成多数が形成されないと考えられたのである。このとき、与党内の合

意形成において重要な役割を果たしたのが、与党議員団連絡委員会 (Der Interfraktionelle Ausschuss der Regierungsparteien) であった。この委員会は、連立を組む与党が国会の議決に際して一致した政治行動をとるために、あらかじめ議員団間で協議を行い、意思を統一することを目的としていた。⁽⁸²⁾ 委員会は第二次ルター内閣のとき、一九二六年三月に、ただでさえ議党内基盤の弱いブルジョワ少数派内閣が、少なくとも与党の政党間調整において分裂しないために設置された。国家国民党を含む中道・右派連合政府でも、この機関によって与党がまとまった国会対策をある程度実行し、法案が円滑に可決できることが見込まれた。通商条約政策に関して言えば、ドイツ政府は、まず通商政策委員会によって官僚内での調整を行い、さらに議員団連絡委員会によって与党間の調整を行うことによって、国家国民党を含めた一致した行動をとることができるのであった。

三月三十一日、与党議員団連絡委員会が、ワイン協定の国会調整を目的に召集された。まず化学工業界を代表する中央党議員ラマース (Clemens Lammers) が、ワイン協定は時期尚早ではないかという趣旨の発言を行い、やはり中央党議員で機械工業を代表するフォン・ジェラルド

(Theodor von Guérard) もまた、ドイツワイン業界の擁護に回った。そしてもちろん国家国民党議員もワイン協定を批判した。国家国民党議員のトムゼン (Richard Thomsen) は、「工業輸出利益の獲得のために農業分野で譲歩することへの周知の原則的反対」を述べた。しかし、議事録によれば、「表明された反対意見のどの側面からしても、物質的には比較的重要ではないが、別の見方では戦略的な効果がある、その協定に反対しようとする結論は出されなかった」という。⁽⁸³⁾ こうして与党の方針としては、物質的な利益よりも「戦略的な効果」を主な理由として、ワイン協定の締結を支持することで合意にいたったのである。ワイン協定に対しては全国農村同盟をはじめとする農業利益団体から非常に厳しい口調の抗議文書が寄せられていた。⁽⁸⁴⁾ しかしそれにもかかわらず、中央党と国家国民党の議員団は協定に合意した。彼らがワイン協定を承認する理由となった「戦略的な効果」の意味するところを明らかにするため、国会における政府与党の発言を以下で確認する。

四月七日、与党代表として国会で協定の説明をした中央党議員フォン・ジェラルドは、ワイン協定がもたらすとりわけ農業分野におけるさまざまな不利益について述べた後、次のようにこの協定の意義を強調した。「与党がそれにも

かかわらず協定案に賛成することを決定する際、その決定は、バランスが取れていてドイツの正当な要求に十分に配慮した、長期的で、最終的な通商条約が、相互の最恵国待遇を基礎にしてできるだけ早く締結されるという、ただひとつの期待においてのみ生じたのである」。⁽⁸⁵⁾ すなわち前述の「戦略的効果」とは、通商条約の締結によってフランスとの対等な経済関係が構築されるという展望であり、繰り返し述べてきたように、この経済関係の構築は、ロカルノ政策の継続による独仏関係の強化というシュトレゼマンの外交的目的にとって不可欠な要素となっていた。

こうして与党の賛成多数 (民主党は棄権) で、ワイン協定は国会で承認された。独仏通商条約交渉における最大の懸案事項であったワイン問題が処理されたことによって、残るは包括的な長期的通商条約を、暫定協定の期限が切れるまでに作成して締結まで持つていくだけとなった。独仏通商条約交渉の実質的前進によって、一九二七年五月のジュネーヴ世界経済会議をはじめとする国際経済分野の舞台において、ドイツは主導的な地位を占める基礎を得るに至った。かくして冒頭で述べたように、一九二七年八月一七日に締結された独仏通商条約を、シュトレゼマンは国際協調の精神に基づくドイツの努力の成果として大いに宣

伝したのである。一九二四年以降展開されてきたドイツ政府の通商条約政策は、ここにひとつの実を結ぶこととなった。

おわりに

シュトレーゼマン時代におけるドイツ政府の通商条約政策は、さまざまな障害があったにもかかわらず実行可能であったのか。連合政治の構図が短期的に交代し、時には議会内で多数派を得ることのできない少数派内閣にならざるを得なかったにもかかわらず、自由貿易路線に基づく通商条約交渉を継続できたのは、まず第一に、通商条約政策を主導するシュトレーゼマンと外務省が通商政策の一貫した方針を持ち、この方針を堅持したという点を挙げることができる。独仏通商条約は、ロンドン会議からロカルノ条約に至る独仏協力関係の構築というシュトレーゼマン外交の核心において、不可欠の要素であった。外務省が独仏通商条約交渉をロカルノ外交の延長とみなしていたことは、パリ大使ヘーシュの発言からも明らかである。ロカルノ外交を継続し、履行政策を前提としてドイツの国際的地位を上昇させるためには、一般的最恵国待遇原則に基づく通商

条約によって独仏経済関係を強化することが不可欠であると、シュトレーゼマンは常に確信していた。

第二に、こうしたシュトレーゼマンと外務省の基本方針を着実に実行するために政府内調整機関が設置され、シュトレーゼマンの経済外交方針を貫徹させるために有効に機能したことを挙げるができる。独仏通商条約成立の必要条件は、農業分野における反対を封じ込めることであった。その際、まず官僚レベルにおいて農業省の反対意見をあらかじめ調整するために、通商政策委員会が設置された。この通商政策委員会は当初、外務省が独占していた通商条約政策分野に経済省、財務省、農業省が介入することによって、外務省の権力を分散することを目的として設置されたが、実際に運営されると、自由貿易路線に基づく通商条約政策の調整機関として機能し、実質的には外務省の方針が貫徹された。さらに国会レベルにおいて、農業利益を重視する中央党議員の一部と国家国民党議員を説得し合意を得るにあたって機能したのが、与党議員団連絡委員会であった。この委員会において農業利益を押しえ込むことができたのは、対外的な通商条約政策の実行に当たっては、農業利益を犠牲にしてでも外交的目標を優先しなければならぬという、シュトレーゼマンおよび外務省の方針

が受け入れられたためであった。

国会において脆弱な基盤しか持たない中道・右派連合政府が、経済利益が複雑に絡み合う通商条約政策の分野において実行能力を持ちえたのは、シュトレゼマンと外務省の基本方針と、その貫徹を可能にする政策調整機関の存在であったといえる。その際、合意形成の政治的資源となつたのは個別の経済利益ではなく、外交的目標を優先する意識の共有であった。連合政府においてはひとつの経済利益のみを反映させることは困難であり、逆にそれらを外交的目標によって封じ込めることでしか政策実行能力を持つことは出来なかつたとも考えられる。こうして、シュトレゼマン時代における「経済に対する政治の優位」は、構造的に不安定な連合政府の政策実行能力を確保するための政治的技術ともなったのである。

しかしながら、通商条約政策において「経済に対する政治の優位」が保たれたということは、同時に国内における生産者の犠牲を強いるということにもなる。独仏通商協定が締結された一九二七年頃から農業不況が広がりを見せ、農村における困窮状況は政府の自由貿易政策への批判に直結した。こうして生産者に対する救済要求と、外交目的とリンクした通商条約政策方針の貫徹との間でドイツ政府は

深刻な矛盾を抱えることとなったのである。

(1) 一九二四年のロンドン会議以降、国際協調の精神に基づいて積極的な外交政策を展開して、ヨーロッパ国際社会への復帰を果たすことになった時期を、一貫して外相の地位にあったシュトレゼマンの名前を取って「シュトレゼマン時代」と呼ぶ。クリューガーによれば、「シュトレゼマン時代」はドイツ外交政策の一時期というだけでなく、シュトレゼマンが内政上の安定において不可欠な指導者でもあったという意味で、内政にもかかわる呼び方である (Peter Krüger, *Die Außenpolitik der Republik von Weimar*, 2. Aufl., Darmstadt 1993 (1. Aufl. 1985), S. 207)。

(2) 正式には「独仏通商協定 (Das deutsch-französische Handelsabkommen)」であり、両国議会で批准された法的な拘束力を持った契約を意味する「条約 (Vertrag)」と区別されるべきだが、現代の研究者だけでなく、同時代の学者や政策担当者に至るまで、「協定」と「条約」を使い分けて、研究書ではむしろ「条約」と呼ぶことが一般的となつているので、本稿でも「条約」で一本化することにした。ただし、史料の引用文において「協定」の語が用いられている場合はそのまま訳出した。

(3) 高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開——国際紛争および

- の連繫政治の視角から——』岩波書店、一九八三年、三四三頁。
- (4) Walter Greiling, Zum Abschluß des deutsch-französischen Handelsvertrages, in: *Wirtschaftsdienst*, Heft 34 vom 26. August 1927, S.1284f.
- (5) *Akten zur deutschen auswärtigen Politik 1918-1945 aus dem Archiv des auswärtigen Amtes* (以下 ADAP と略), Serie B, Bd.6, Göttingen 1974, Nr.120, S.250.
- (6) ADAP, Serie B, Bd.6, Nr.120, Anm.3, S.251.
- (7) Hans Posse, *Von deutscher Handelspolitik*, Berlin 1929, S.14f.
- (8) Gustav Stresemann, *Weltwirtschaft, Sicherheit und Abrüstung*, in: *Vermächtnis*, hrsg. von Henry Bernhard, Berlin 1933, Bd.3, S.181.
- (9) 一九二七年五月のシュネーヴ世界経済会議以降に展開された国際連盟主導の経済協調政策については、藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会、一九九四年の編者による序章および Mathias Schulz, *Deutschland, der Völkerbund und die Frage der europäischen Wirtschaftsordnung 1925-1933*, Hamburg, 1997 を参照。
- (10) Hans-Jürgen Schröder, Zur politischen Bedeutung der deutschen Handelspolitik nach dem Ersten Weltkrieg, in: Gerald D. Feldman / Carl-Ludwig Holtfrerich / Gerhard A. Ritter / Peter-Christian Witt (Hrsg.),
- Die deutsche Inflation. Eine Zwischenbilanz*, Berlin / New York 1982, S.235-251. 引用は S.249°
- (11) Krüger, a. a. O., S.371.
- (12) Ependa, S.208.
- (13) 岡沢憲美『政党』東京大学出版会、一九八八年、八一—八三頁。また、シユテュルマーは、特定の経済的・社会的利益団体と結びついた諸政党の連合は、必然的に内部対立を常に抱えることになり、「内政と外交の戦略及び戦術の基本問題における一致に基づく、持続的な協同能力のある多数派は形成されなかった」と結論した (Michael Stürmer, *Koalition und Opposition in der Weimarer Republik 1924-1928*, Düsseldorf 1967, S.278)。これに対して平島健司氏は、この時期の連合政権は「単に状況に左右されて消長を繰返したのではなく、一九二三年の深刻な体制危機から共和国を救い出し、政治的、経済的安定への道を歩ませ始めた、試行錯誤の過程そのものである」と結論した (平島健司「議会政治の安定過程——ワイマール共和国相対的安定期の連合政治——」篠原一編『連合政治 II』岩波書店、一九八四年、二五二頁)。平島氏の研究は、国内政治を対象とし、特に議会外利益団体における連合のあり方に着目した権力過程分析であり、本稿の問題関心とは異なるが、二大政党政治を基準にして複数政党の連合政治を不安定と見なす傾向を批判するスタンスは、本稿と共通するものである。

- (14) ヴァイマル共和国期のドイツ通商条約政策と経済界との関連は「Dieter Gessner, *Agrardpression und Präsidiarregierungen in Deutschland 1930 bis 1933. Probleme des Agrarprotektionismus am Ende der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1977; Ders., *Agrarprotektionismus und Welthandelskrise 1929/32. Zum Verhältnis von Agrarpolitik und Handelspolitik in der Endphase der Weimarer Republik*, in: *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 26 Jg., Heft 2 (1978), S.161-187; Dirk Stegmann, *Deutsche Zoll- und Handelspolitik 1924/5-1929 unter besonderer Berücksichtigung agrarischer und industrieller Interessen*, in: Hans Mommsen / Dieter Petzina / Bernd Weisbrod (Hrsg.), *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1974, S.499-513 を参照。
- (15) Franz Eulenburg, *Probleme der deutschen Handelspolitik*, Jena 1925, S.30.
- (16) Ebenda, S.26-33 を再構成した。
- (17) Eulenburg, a. a. O., S.38f.; Max Sering, *Agrarkrisen und Agrarzölle*, Berlin / Leipzig 1925, S.23-41.
- (18) Heinrich Becker, *Handlungsspielräume der Agrarpolitik in der Weimarer Republik zwischen 1923 und 1929*, Stuttgart 1990, S.136-138.
- (19) 工藤章「国際粗鋼共同体（一九二六—一九三二年）」と「ドイツ鉄鋼業」『社会科学紀要』（東京大学）第三二号（一九八二年）「三一—四頁」。
- (20) *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Marx I und II*, bearb. von Günter Abramowski, Boppard am Rhein 1973 (以下 *AdR. Marx I / II* と記す), Bd.2, Nr.385, S.1263.
- (21) *AdR. Marx I / II*, Bd.1, Nr.165, S.528-531.
- (22) *AdR. Marx I / II*, Bd.2, Nr.318, S.1094.
- (23) Arno Panzer, *Das Ringen um die deutsche Agrarpolitik von der Währungsstabilisierung bis zur Agrardebatte im Reichstag im Dezember 1928*, Kiel 1970, S.29-38.
- (24) Hans von Raumer, *Aufgaben der deutschen Handelspolitik*, Leipzig 1926, S.12.
- (25) Gustav Stresemann, *Politik und Wirtschaft, in: Vermächtnis*, Bd.1, S.58-64.
- (26) Ebenda, S.64.
- (27) Ebenda, S.61.
- (28) Gustav Stresemann, *Weltwirtschaft und Autarkie, in: Vermächtnis*, Bd.1, S.286.
- (29) Ebenda, S.289.
- (30) Ebenda, S.290.
- (31) Ebenda, S.291f.
- (32) 工藤章「前掲論文」六一—八頁。

- (33) *Adr. Marx I / II*, Bd.2, Nr.273, S.951; Nr.307, S.1069.
- (34) *Vermächtnis*, Bd.1, S.477.
- (35) *ADAP*, Serie A: Bd.11, 1993, Nr.20, S.48.
- (36) *Bundesarchiv Berlin* (以下 BA と略), R43 I/1119, Bl.5-7.
- (37) BA, R43 I/1119, Bl.3-4.
- (38) *ADAP*, Serie A: Bd.11, Nr.128, S.315-317. 閣議において、ドイツ代表団長トレンデンブルクは、フランスからは事実上の最恵国待遇を引き出せばよいこと、ルール完全撤退後の条約発効は事実上困難であることをもって、農相の考えに反駁したが、ワイン問題については、現在低く抑えられているスペインとの通商条約に基づくワイン関税率よりも高い水準で、別の条約関税率を定めるという方針を示した。農業分野において農相の要求を受け入れたのは、「農相は全ドイツ農業の同意を得ている」という認識からであった。
- (39) *Adr. Marx I / II*, Bd.2, Nr.380, S.1249f.; Nr.382, S.1255; Nr.387, S.1271-1276; Nr.388, S.1280-1282. 農相カーニッツは、フランスが行った「とんでもない政治的平手打ちに何らかの反応をしないでは、平穩に収めることはできない」などと、怒りをあらわにした (Ebenda, Nr.387, S.1274)。
- (40) BA, R43 I/1119, Bl.84-86.
- (41) *Arten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Luther I und II*, bearb. von Karl-Heinz Minuth, Boppard am Rhein 1977 (以下 *Adr. Luther I / II* と略), Bd.1, Nr.9, S.26-28. このとき、シヤムノーゼマンを後方から支援したのは工業界であった。ドイツ工業全国連盟とドイツ商工会議所は、いずれもフランスの暫定協定案を拒否するものの、前年の議定書の基礎の上に立った交渉の継続を政府に求めた (BA, R43 I/1119, Bl.74-77)。
- (42) *Adr. Luther I / II*, Bd.1, Nr.13, S.41-43.
- (43) *Adr. Luther I / II*, Bd.1, Nr.26, S.102.
- (44) Joachim Radkau, *Entscheidungsprozesse und Entscheidungsfinitione in der deutschen Außenwirtschaftspolitik 1933-1940*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 2 (1976), S.35-38.
- (45) 政府命令案によれば、「(一) 外務省のもとで、外務省、経済省、財務省、農業省の代表者からなる常設の通商政策委員会を設立する。(二) 委員会は、進行中の通商条約交渉の業務実行の統一性を確保し、これから着手する通商条約交渉を準備し、政府に適した人物を交渉の実行のために推薦するという業務を請け負う。(三) 委員会のメンバーは理事会と業務を指導する。理事と常任代表は政府が任命する。委員会のメンバーは担当大臣に一任する。(四) 委員会は多数決で決議する。賛成同数の場合は理事会が決定する。少数派には即時の抵抗権が認められる。抵抗は、そ

れが二四時間以内に抵抗に責任を持つ大臣によって正当化された場合にのみ有効である。(五) 委員会は業務命令を行使できる。これには政府の認可が必要である」となっていた (BA, R43 I/1079, Bl.2, 9-10, 44)。

- (46) BA, R43 I/1079, Bl.3, 8.
 (47) BA, R43 I/1079, Bl.26.
 (48) BA, R43 I/1079, Bl.26-27.
 (49) 例えば、この時期交渉が進められていた独西通商条約について、四月一日に開催された国会通商政策委員会の場で国家国民党議員の全員が、農業関税の引き下げを含む条約内容に反対した (Panzer, a. a. O., S.61)。
 (50) BA, R43 I/1079, Bl.48.
 (51) BA, R43 I/1079, Bl.48-49.
 (52) Ebenda.
 (53) BA, R43 I/1079, Bl.49-50.
 (54) BA, R43 I/1079, Bl.51. メンバーは以下のとおり。外務省から事務次官フォン・シューベルト、局長リッター。経済省から事務次官トレンデレンブルク、局長ポッセ、財務省から事務次官ポーピッツ (Johannes Popitz)、局長ヘルンスト (Willy Ernst)。農業省から事務次官ハーゲドルン (Fred Hagedorn)、局長ホフマン (Erich Hoffmann)。
 (55) Krüger, a. a. O., S.288f.
 (56) 工藤章、前掲論文、一六一―一八頁。
 (57) ドイツ製鉄所連盟は、鉄鋼協定案について、「割当自

体は…フランスとの交渉において輸入量につき半分の関税率を支払うだけの譲歩、つまりフランスとルクセンブルクの市場における大きな緩和が作り出されるという点で、意味のあることである」と評した (BA, R43 I/1119, Bl.105)。

- (58) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1926*, hrsg. von Statistischen Reichsamte, Berlin 1926, S.186.
 (59) Panzer, a. a. O., S.52-68.
 (60) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1926*, S.150.
 (61) *Adr. Luther I / II*, Bd.1, Nr.103, Anm.9, S.336f.
 (62) BA, R43 I/1119, Bl.108-109, 116-120.
 (63) *Adr. Luther I / II*, Bd.1, Nr.117, S.412f.
 (64) *Adr. Luther I / II*, Bd.2, Nr.261, Anm.5, S.1035; *ADAP*, Serie B: Bd.1-1, Nr.29, Göttingen 1966, S.95f.
 (65) *Adr. Luther I / II*, Bd.2, Nr.261, S.1035f. / Nr.266, S.1045f.
 (66) この閣議決定に基づき代表団はあつた交渉を重ね、フランスを再輸入に対して一定量に対してのみ「輸入許可証 (Einfuhrlicenzen)」を交付するところのシステムを採用することを合意した (*ADAP*, Serie B: Bd.1-1, Nr.50, S.132)。
 (67) *Adr. Luther I / II*, Bd.2, Nr.266, S.1045.
 (68) *ADAP*, Serie B: Bd.1-1, Nr.105, Anm.2, S.258.
 (69) *ADAP*, Serie B: Bd.1-1, Nr.105, S.257.

- (70) ADAP, Serie B: Bd.1-1, Nr.243, S.577f.; Nr.250, S. 590.
- (71) *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Marx III und IV* (Zur AdR. Marx III / IV へ略), bearb. von Günter Abramowski, Boppard am Rhein 1988, Bd.1, Nr.23, S.47-49; Nr.26, S.59f.; Nr.42, S. 97f.; ADAP, Serie B: Bd.1-1, Nr.262, S.619f.
- (72) 独仏暫定通商協定は一九二六年八月五日に締結されたが、国会の休会期間中だったので一旦授權法によって発効され、一月に後追的に国会承認が行われた。暫定通商協定の締結が急がれた背景には、鉄鋼業界の要請がある。鉄鋼業界はすでに鉄鋼生産割当協定を準備しており、通商条約の締結なしにはこの鉄鋼協定を実行することができなかった。一九二六年八月一三日、独仏暫定通商協定の締結を受けてドイツ＝ルクセンブルク鉄鋼協定が締結され、さらに九月三〇日にはブリュッセルにおいてドイツ、フランス、ザール、ベルギー、ルクセンブルクの鉄鋼業者が国際的な鉄鋼カルテルに関する協定に署名し、国際粗鋼共同体 (Internationale Rohstahlgemeinschaft) が成立した。国際粗鋼共同体設立の経緯については、工藤章、前掲論文参照。国際粗鋼共同体の成立を契機として展開された「国際カルテル論」については、拙稿「戦間期ドイツにおける国際カルテル論——一九二七年シュネーヴ世界経済会議を中心に——」『政治研究』第五三号 (二〇〇六年)、一—三〇頁参照。
- (73) *Verhandlungen des Reichstags. Stenographische Berichte* (Zur VR へ略), Bd.391, 1986 (Reprint), S.8104.
- (74) ADAP, Serie B: Bd.4, Göttingen 1970, Nr.107, S.232f. 外務省への報告によれば、フランスがワイン協定を求めた背景には、フランスのワイン業者の代表が急進社会党の主導の下で首相に請願書を提出し、政府に非常に強い圧力をかけたことがあつた (ADAP, Serie B: Bd.4, Nr.104, S. 229f.)。
- (75) ADAP, Serie B: Bd.4, Nr.120, S.261f.; Nr.121, S.262-264.
- (76) ADAP, Serie B: Bd.4, Nr.140, S.306f.
- (77) BA, R43 I/1120, B1.10-11.
- (78) ADAP, Serie B: Bd.4, Nr.141, Ann.4, S.308f.
- (79) BA, R43 I/1120, B1.23-25. 独伊通商条約におけるワイン関税は、スペインとの通商条約よりも高く保たれており、ドイツワイン業界と農業ロビーは、一九二六年春の独伊通商条約延長交渉において、イタリアに対するワイン関税率を下回らないように圧力をかけた (Panzer, a. a. O., S.76-87)。独仏ワイン協定交渉における要求も、ワイン関税を対イタリア水準まで引き上げようとするこの文脈の中で理解できる。
- (80) *AdR. Marx III / IV*, Bd.1, Nr.196, S.611f.; BA, R43 I/1120, B1.23-25.

(81) ADAP, Serie B: Bd.5, Göttingen 1972, Nr.2, S.2f.;
BA, R43 I/1120, B1.35.

(82) 与党議員団連絡委員会の設置に関する基本方針は以下のとおりである。「(一) 与党間および与党と政府との密接な連絡が直ちに着手され、とりわけ国会の委員会(*委員会および下部委員会)で有効性を発揮する。(二) 予算委員会における統一的行動を確保するために、予算委員会において与党の党首が議員団連絡委員会(*特別な議員団連絡委員会)において団結すべし。(三) 財政的に大きな効果を持つ提案がすべての委員会(*委員会および下部委員会)において他の与党および政府との連絡なしに立てられることがないようにすべし。(四) 議員団連絡委員会は定期的に毎週水曜日、午後四時に開催される。中央党(*国家国民党)が議員団連絡委員会を招集する。:(五) 首相は、議員団連絡委員会の会議に内閣の常任代表を派遣すべし。代表は議員団連絡委員会の会議に常に参加する」(*印は一九二七年二月五日、すなわち第四次マルクス内閣において改正された部分を指す。Stürmer, a. a. O., S. 292f.)

(83) BA, R43 I/1120, B1.47-48.

(84) BA, R43 I/1120, B1.51, 71-74, 80.

(85) VR, Bd.393, S.10590.